

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 （障害福祉課）	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 （同）	一
○特定計量器の定期検査の実施 （産業立地推進課）	一
○地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出 （水産業振興課）	二
○地方卸売市場の廃止の許可 （同）	二
○道路の区域変更（二件） （道路課）	二
○市街地再開発組合の事業計画変更の認可 （都市計画課）	三
○土地改良区の定款変更の認可 （東部地方振興事務所）	三
公 告	
○県営土地改良事業変更計画の縦覧 （農村振興課）	三
○開発行為に関する工事の完了（二件） （建築宅地課）	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 （契約課）	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 （警察本部会計課）	四
選挙管理委員会	
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数	六
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数	六

告 示

○宮城県告示第七百三十二号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一一〇〇二九〇	カーサ岩沼 訪問介護事業所 岩沼市中央三丁目七番十六号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社アイ・ケイ・サポ ート	平成二十八年 九月一日

○宮城県告示第七百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一一〇〇二五八	しんせん長春館訪問介護事業所 岩沼市中央三丁目七番十六号	居宅介護 重度訪問介護	仙台やすらぎ 通所介護株式 会社	平成二十八年 八月三十一日

○宮城県告示第七百三十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所

平成二十八年 十月二十日	亘理町全 域	午前十時から 午後二時半まで	佐藤記念体育館
同 十月二十一日	亘理町全 域	午前十時から 午後二時半まで	佐藤記念体育館
同 十月二十七日	岩沼市中 央	午前十時から 午後三時まで	岩沼市旧勤労青少年ホーム
同 十月二十八日	岩沼市玉 浦・西部	午前十時から 午後三時まで	岩沼市旧勤労青少年ホーム

○宮城県告示第七百三十五号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項の規定により許可した卸売業者から、次のとおり地方卸売市場における卸売業務を廃止する旨届出があった。

平成二十八年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 卸売業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

石巻魚市場株式会社

代表取締役 須能 邦雄

石巻市魚町二丁目十四番地

二 卸売業務を廃止した市場の名称、所在地及び取扱品目の部類

渡波地方卸売市場

石巻市幸町八番三十六号

水産物

三 廃止年月日

平成二十八年八月三十一日

○宮城県告示第七百三十六号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成二十八年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 廃止した市場の名称、所在地及び取扱品目の部類

渡波地方卸売市場

石巻市幸町八番三十六号

水産物

二 廃止した市場の開設者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

石巻魚市場株式会社

代表取締役 須能 邦雄

石巻市魚町二丁目十四番地

三 廃止年月日

平成二十八年八月三十一日

○宮城県告示第七百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 東和登米線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変 更 の 前 後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
登米市東和町米谷字六反二番一地从先から 同市東和町米谷字黒森三四番一八地先まで		前	後	七・九 八・一	一八五・〇
		後	前	九・五 二九・八	一八五・〇

○宮城県告示第七百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三九八号

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
本吉郡南三陸町戸倉字長清水三番一地先から	同郡同町戸倉字長清水三七番一地先まで	前	一・〇 三九・七	三三三・八
後			一八・二 五四・〇	三三三・八

○宮城県告示第七百三十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十八年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

中央三丁目一番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十五年六月七日から平成二十八年八月三十一日まで

三 施行地区

石巻市中央三丁目八番十二、八番十三、八番十五、五十三番二、五十三番十四、五十五番一、五十五番四、六十一番一、六十一番二、六十二番、六十三番二、八十二番一、八十三番一、八十三番二、八十三番三及び百八十二番

四 事務所の所在地

石巻市日和が丘二丁目十五番三十号

五 設立認可の年月日

平成二十五年五月三十一日

六 変更の内容

事業施行期間の終期を平成二十八年十月三十一日に変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十八年八月三十一日

○宮城県告示第七百四十号

鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年九月五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。
平成二十八年九月十三日

宮城県東部地方振興事務所
所長 加藤 慶太

公 告

○県宮柴鳥地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（水利施設整備事業））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。
平成二十八年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県宮柴鳥地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（水利施設整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十八年九月十三日から平成二十八年十月十四日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十八年十月十四日

2 提出方法 宮城県仙台地方振興事務所長あて提出してください。

送付先 〒九八一―八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通南宮町四―十七

電子メールアドレス s d s g s i n k s @ p r e f . m i y a g i . j p

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、巨理町役場で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年九月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
宮城県知事 村 井 嘉 浩
巨理郡巨理町字東郷百六十二番、百六十三番、
百六十四番、百六十五番、百六十七番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

角田市角田字幸町三番地
有限会社若木商会

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年九月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
宮城県知事 村 井 嘉 浩
塩竈市清水沢三丁目九番百九十七、十九番二、
二十二番一、二十三番三の一部、二十三番四、二
十三番五、二十五番、二十六番二、二十六番三、
二十六番七の一部、二十八番三十、四十番七十三、
四十二番四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

塩竈市

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十八年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 走査型電子顕微鏡システム 一セット
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目
八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年八月二十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社東北サイエンス 宮城県仙台市青葉区一番
町一丁目十七番二十四号

五 落札金額 六千六百八十五万二千元

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年七月十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年九月十三日

一 入札に付する事項
宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 調達案件及び数量 パソコンコンピュータ等機器賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十九年一月一日から平成三十三年十二月三十一日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部総務部広報広聴課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

と。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一三三五）へ平成二十八年九月二十七日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二一二二一七二七、内線二三三）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十八年九月二十六日（月）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年十月十七日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十八年十月二十七日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年十月二十八日（金）午後九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下

同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of Computers and Others - 1 set

2 Duration of Contract : January 1, 2017 to December 31, 2021

3 Location : Identification Division, Criminal Investigation Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters and other locations.

4 Bid Deadline : October 27, 2016, 5 : 00 pm.

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十九号

平成二十八年九月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年九月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三八、九九六

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三四三、七二一

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	八一、六二一	岩 沼 選 挙 区	一一、一八四
宮 城 野 選 挙 区	五二、五四二	登 米 選 挙 区	一三、三六一
若 林 選 挙 区	三七、二七八	栗 原 選 挙 区	二〇、四八八
太 白 選 挙 区	六三、一五七	東 松 島 選 挙 区	一一、一八〇
泉 選 挙 区	六〇、一二三	大 崎 選 挙 区	三七、三七八
石 巻 ・ 牡 鹿 選 挙 区	四四、〇五三	柴 田 選 挙 区	一三、二九四
塩 釜 選 挙 区	一五、八六四	亘 理 選 挙 区	一三、二九五
気 仙 沼 ・ 本 吉 選 挙 区	二三、一〇五	宮 城 選 挙 区	一四、一九四
白 石 ・ 刈 田 選 挙 区	一四、一五六	黒 川 選 挙 区	二五、三一八
名 取 選 挙 区	二〇、九二三	加 美 選 挙 区	八、九六六
角 田 ・ 伊 具 選 挙 区	一一、七八六	遠 田 選 挙 区	一一、〇二三
多 賀 城 ・ 七 ヶ 浜 選 挙 区	二二、六四〇		

○宮選管告示第百二十号

平成二十八年九月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十八年九月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三八、九九六